

現名義人様が死亡

祭祀承継人が指定されている場合(遺言・家裁の審判等)

必要な書類等 (状況により、その他の書類が必要な場合もあります)

チェック

- ☐ 1 申請者の実印 (必ずご持参ください)
- ☐ 2 申請者の印鑑登録証明書 (発行から3ヶ月以内の原本提出)
- ☐ 3 戸籍謄本類(戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍謄本・法定相続情報一覧図等)
※下記の3点について確認できる書類
 - ☐ ①申請者の現在の戸籍謄本(発行から6ヶ月以内のもの)
 - ☐ ②現名義人の死亡が記載された戸籍謄本類
 - ☐ ③現名義人と申請者の関係が確認できる戸籍謄本類②③は法定相続情報一覧図で代用できます。申請者が現名義人の親族でない場合、③は不要です。
- ☐ 4 遺言書または家庭裁判所の審判書等
いずれも、祭祀承継人の指定が記載されているもの(「祭祀財産」「財産全部」「埋蔵場所(〇〇霊園第〇区～)」等の相続に関する記載でも可)。
遺言書は公正証書、法務局から交付された遺言書情報証明書(自筆証書遺言書保管制度に基づき法務局から交付されるもの)または家庭裁判所によって検認されたもの。
- ☐ 5 東京都霊園使用許可証
紛失の場合は、直近の管理料領収書(口座振替の場合は口座振替通知書)
- ☐ 6 承継使用申請書及び誓約書
用紙は申請受付窓口にありますので、申請時に記入し、申請者の実印を押していただきます。
- ☐ 7 手数料 2,000円(承継使用申請墓所1箇所につき。現金でご用意ください)
- ☐ 8 郵便切手 530円分(新しい霊園使用許可証を郵送する簡易書留代です。切手でご用意ください)

詳しい説明が必要な場合もありますので、事前にお近くの都立霊園窓口、または公園協会霊園課窓口にご相談の上、必要書類等を揃えて手続きしてください。

※ 提出される書類等はすべて原本をお持ちください。

※ 印鑑登録証明書以外の提出書類について、原本還付を希望される場合は「原本」と「写し」の両方をお持ちください。

申請は上記書類等を揃えて下記、いずれかの窓口で行って下さい。(郵送による申請はできません)

- ①ご利用の都立霊園管理(事務)所
- ②ご利用以外の都立霊園管理(事務)所
- ③公益財団法人東京都公園協会霊園課

お手続きの際に不足の書類があった場合等は、ご協力をお願いいたします。

(公財)東京都公園協会公園事業部 霊園課 電話 03(3232)3151 _____ が対応しました。
〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康プラザ「ハイジア」16階